

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年7月30日
高 松 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			弦打集落	無	R2年度～R6年度	弦打集落協定
	○			東神内集落	無	R2年度～R6年度	東神内集落協定
	○			高様集落	無	R2年度～R6年度	高様集落協定
	○			菅沢集落	無	R2年度～R6年度	菅沢集落協定
	○			塩江町 長野集落	無	R2年度～R6年度	長野集落協定
	○			塩江町 骨川集落	無	R2年度～R6年度	骨川集落協定
	○			塩江町 西谷集落	無	R2年度～R6年度	西谷集落協定
	○			塩江町 柞野集落	無	R2年度～R6年度	柞野集落協定
	○			塩江町 田中集落	無	R2年度～R6年度	田中集落協定
	○			塩江町 中筋1集落	無	R2年度～R6年度	中筋1集落協定
	○			塩江町 中筋2集落	無	R2年度～R6年度	中筋2集落協定
	○			塩江町 北内集落	無	R2年度～R6年度	北内集落協定
	○			香川町 鮎滝下集落	無	R2年度～R6年度	鮎滝下集落協定
	○			香川町 天神集落	無	R2年度～R6年度	天神集落協定